

議案第61号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

介護補償の1月当たりの限度額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「8万5,490円」を「9万790円」に改め、同項第4号中「4万2,700円」を「4万5,400円」に改める。

第26条中「315,000円」を「33万円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第2項及び第26条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の第12条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）及び第26条の規定に基づく葬祭補償（適用日から

施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。) として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。